

(上 限)
「客引き」の罰金 50万円

青森市客引き行為等の防止に関する条例

これらの行為は
禁止されています



誘 引



客引き



客待ち

※路上におけるタバコの吸殻やゴミのポイ捨てもやめましょう！

客引きなどの通報は、青森警察署 (☎ 017-723-0110) へ
緊急の場合は110番へ

青森市、青森警察署、青森市本町安全・安心まちづくり協力会

客引きをしない・させない・安全安心なまちづくりのために！！

禁止する行為

- **客引き**： 次の店の客となるように、特定の人を誘う行為
 - ①キャバクラなどの、客をもてなし飲食させる店
 - ②衣服を脱いだ姿態を見せるなど、性的好奇心をそそる行為を提供する店
- **誘引**： 通行人等に対して、上記①又は②の店の客となるように呼びかけたり、ビラなどを配布する行為
- **客待ち**： 「客引き」、「誘引」を行う目的で、たたずんだり、うろついたり、数人でたむろするなどして待っている行為

罰 則

- 「客引き」の禁止規定の違反者は **50 万円以下の罰金**又は拘留若しくは科料（常習は **6 月以下の拘禁刑**又は **50 万円以下の罰金**）
- 「誘引」の禁止規定の違反者は **10 万円以下の罰金**又は拘留若しくは科料（常習は **6 月以下の拘禁刑**又は **30 万円以下の罰金**）
- 使用人等がその法人等の業務に関し「客引き」又は「誘引」の違反行為をしたときは **その行為者を罰するほか、法人等に対して上記の罰金刑を科します。（両罰）**

禁止する場所：本町など指定区域内の公共の場所

指 定 区 域：古川1丁目、長島1丁目、新町1丁目、新町2丁目、安方1丁目、安方2丁目

本町1丁目、本町2丁目、本町3丁目、本町4丁目、本町5丁目、橋本1丁目

公 共 の 場 所：道路、公園、広場、駅、駐車場など公衆が通行したり出入りできる場所や施設



お問い合わせ：青森市 市民部 生活安心課 (☎ 017-734-5258)